

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成22年11月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成22年11月16日

鳥取県教育委員会
委員長 上山 弘子

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づく下記の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 弓浜半島のトンド

弓浜半島を中心に、境港市、米子市、西伯郡の一部に広く分布する小正月の火祭り行事。地域ごとにあるトンド講を主体とし、1年交代のトウヤが祭礼の執行にあたること、歳徳神<としとくじん>を神輿や屋台に乗せ、あるいはトウヤが奉持<ほうじ>して地域内を練り歩くことが大きな特色である。

日本の古い祭祀形態を示し、また歳徳神信仰のあり方を考える上でも興味深く、貴重な無形民俗文化財といえる。

